

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (2 8 2 2 7)		
地域名 (地域内農業集落名)	野々上地区 (野々上)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 3 0 日 (第 1 回)		

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

野々上地区は70才以上の農地所有者が32%、50才～69才が53%を占めている。農地利用形態は自作及び利用権設定等により農地の利用を進めており、作付けは水稻・麦種子の生産及び麦の二毛作として個々での黒大豆作付けとなっている。現状は農用地のうち田は大半を種子生産圃場としているが10年後には現農業従事者が高齢化を迎える状況もあり今後後継者の育成が課題となってくる。
・耕作者による水路・農道・畔等維持管理の負担が大きいため現状多面的事業に取り組んでいるが負担軽減としての所有者・地域含め維持管理への更なる取組強化が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、麦についてはJAと連携し優良種子の生産及び黒大豆を主要作物として継続する中で、環境に配慮して畜産堆肥利用を継続して進め併せて収益の改善も図る。また、麦種子収穫後の農地利用として二毛作を推進し新規作物の導入についても市、県、JAと連携して取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備が完了した農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
河東北部地区各農業組織及びJA・市が連携し1団地化に向け協議を継続する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手である農業者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業が昭和60年完成し約38年が経過し、水路・農道の経年劣化が現状心配される。今後、集落で長寿命化事業への取り組みについて協議を進めていく。また、水利施設等について地域が受益者と連携し適時に補修を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内では種子生産組合・認定農業者・個人が連携し区域内農地の有効利用を継続するため各団体・個人が後継者育成・確保に努めるとともにJA・公共団体等が地域と調整協議を図りながら年1回以上の協議を実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を継続する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を担い手・集落一体となって取り組む。

⑦保全・管理として多面的機能事業への取組を地域で検討し早い段階で取り組む。

⑨耕畜連携による環境型農業の推進として稲わらの畜産事業者へ提供、対価として堆肥の提供を受け優良農地形成